

四日市港管理組合発注の建設工事の入札に参加される皆様へ

【重要】労務費等の5項目を記載した工事費内訳書の提出が必須になります！

1. 概要

建設業の担い手を確保するために、技能者への賃金の行き渡りなどの処遇改善が喫緊の課題となっており、これを背景に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)」が改正され、令和7年12月に施行されました。

この改正は賃金の原資である労務費の確保や、他の経費へのしわ寄せを防ぐことを主な目的としており、公共工事においては、入札時に提出する工事費内訳書に以下の5項目を記載することが必須となります。

①労務費、②材料費、③法定福利費の事業主負担額、④建設業退職金共済制度の掛金、⑤安全衛生経費

この取り扱いについて、四日市港管理組合においては、令和8年7月1日以降に公告、指名通知を行う全ての建設工事に適用予定です。

2. 記載方法

✓ 入札参加者は、発注者が指定する工事費内訳書(入札時提出用)を使用して下さい。

✓ 入札参加者は、下記①～⑤すべての項目の金額を記載して提出して下さい。

✓ 一つでも⚠「未記入」、「事項無し」がある場合は無効の入札として取り扱います

工事費内訳書(入札時提出用)						
工事名	会社名 代表者名	数量	単価	金額	概要	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位				
道路改良		式				
道路土工		式				
掘削工		式				
残土処理工		式				
直接工事費		式				
共通仮設費		式			共通仮設費(合計)	
共通仮設費		式			共通仮設費(積上げ分計)	
技術管理費		式				
共通仮設費(率計上)		式			共通仮設費(率計上)	
純工事費		式				
現場管理費		式				
工事原価		式				
一般管理費等		式				
工事価格		式				
消費税相当額		式				
工事費計		式				

記載欄が追加されます

①(直接工事費のうち、労務費)		円)
②(直接工事費のうち、材料費)		円)
③(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額 ※)		円)
④(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金)		円)
⑤(工事原価のうち、安全衛生経費)		円)

3. 記載に関する留意点

当面の間、①労務費、②材料費、④建設業退職金共済契約に係る掛金、⑤安全衛生経費について、次の1)、2)に留意して記載して下さい。

※③法定福利費は以下の取り扱いの対象外となります。

- 1) すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載
- 2) 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載

上記の取扱いは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限りです。

①(直接工事費のうち、労務費)		円)
②(直接工事費のうち、材料費)		円)
③(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額)		円)
④(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金)		円)
⑤(工事原価のうち、安全衛生経費)		円)

①・②・④・⑤について

- ✓ 「未記入」、「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います
- ✓ すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

③法定福利費について

- ✓ 算出可能な金額を必ず記載して下さい
- ✓ 金額が未記入の場合は無効の入札として取り扱います

～お問い合わせ先～

四日市港管理組合経営企画部建設課・防災営繕課
TEL: 建設課 059-366-7028
防災営繕課 059-366-7026